

市川市総合計画 第三次基本計画（案）

令和5年度(2023年度)～令和7年度(2025年度)

※イラスト・写真等の挿入、デザイン・レイアウト等の調整は今後行います。

目 次

I. 総 論	1
1. 第三次基本計画策定の趣旨.....	3
2. 第三次基本計画の位置づけ.....	4
(1) 市川市総合計画における計画ごとの役割.....	4
(2) 計画期間.....	5
3. 基本構想の概要.....	6
4. 第三次基本計画策定にあたって.....	8
(1) 時代の潮流.....	9
(2) 本市の現状.....	12
①人口.....	12
②産業.....	15
③都市基盤.....	16
④財政.....	18
(3) 第二次基本計画の評価.....	22
5. 本市の重点課題.....	24
6. まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合.....	27
7. SDGs への積極的な取り組み.....	28
II. 第三次基本計画で目指す姿	33
1. まちづくりの目標.....	35
2. 未来へのアプローチ.....	36
III. 施策別計画	
基本目標 1 真の豊かさを感じるまち.....	49
基本目標 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち.....	75
基本目標 3 安全で快適な魅力のあるまち.....	83
基本目標 4 人と自然が共生するまち.....	111
基本目標 5 市民と行政がともに築くまち.....	125

I . 総 論

1. 第三次基本計画策定の趣旨

本市の総合計画である「市川市総合計画 I&Iプラン 21」は、長期的な将来展望に基づいて、市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる計画であり、市民と行政の共通の将来目標となるものです。

総合計画のうち基本構想は、21世紀の第1・四半世紀（平成13～概ね令和7年（2001～2025年））を計画期間とし、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」を基本理念のもと、目指すべき将来都市像として「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を掲げています。

本市がこの基本構想を策定して22年の月日が経過しました。この間に人口は減少に転じ、少子高齢化が一気に進展、東日本大震災などの災害や新型コロナウイルスなどの新興感染症などにより、社会や生活の在り方が大きく変わりました。

22年前に基本構想で掲げた基本理念や将来都市像は、今もなお本市にとって不変のものですが、そこに向かうアプローチ方法は、このような時代の変化を取り入れ、常に点検していかなければなりません。

この第三次基本計画（令和5～7年度（2023～2025年度））は、将来都市像の実現に向けたこれまでのアプローチ方法を今一度点検するため、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見えてきたから本市の重点課題などを踏まえ、総合計画を補完するとともに、基本構想のもと第一次基本計画（平成13～22年度（2001～2010年度））、第二次基本計画（平成23～令和2年度（2011～2020年度））をとおして進めてきた本市のまちづくりを総括し、次期総合計画につなげていくための計画です。

2. 第三次基本計画の位置づけ

(1) 市川市総合計画における計画ごとの役割

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成しています。

● 基本構想

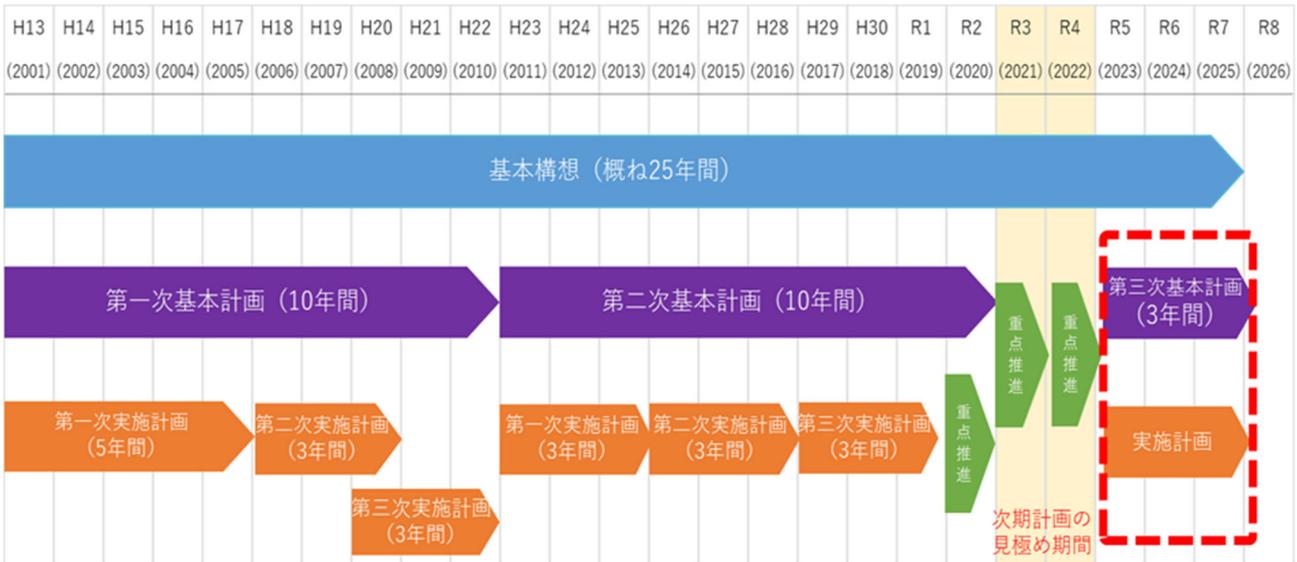
基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営を行うために、目指すべき将来都市像や基本目標を定めたもので、平成12年(2000年)12月議会の議決を経たものです。

● 基本計画

基本計画は、基本構想で明らかにした将来都市像や基本目標を具現化するための基本的な施策を定めています。

● 実施計画

実施計画は、基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めています。



(2) 計画期間

本市は、「市川市総合計画 I&I プラン 21」の基本構想（平成 13～概ね令和 7 年（2001～2025 年））に示されている将来都市像「ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ」を実現するため、第一次基本計画（平成 13～22 年度（2001～2010 年度））及び第二次基本計画（平成 23～令和 2 年度（2011～2020 年度））に基づき、様々な取り組みを実施してきました。

第二次基本計画が令和 2 年度（2020 年度）をもって終了した後、本来であれば令和 3 年度（2021 年度）から次期計画を開始すべきところでしたが、現在の移り変わる社会情勢や本市の人口推移を鑑み、諸課題を多面的に検討するため、令和 3～4 年度（2021～2022 年度）の 2 年間を次期計画の策定のための見極め期間として設けることとしました。

なお、この 2 年間に加えて、第二次基本計画の残存する令和 2 年度（2020 年度）を加えた 3 年間については、これまでの歩みに切れ目が生じることのないよう、重点推進プログラムを策定し、事業を推進してきました。

そして、見極め期間において、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見てきた本市の重点課題などを整理したうえで、将来都市像を実現するための適切な施策を検討し、切れ目なく次期総合計画につないでいくための重要な役割を担う第三次基本計画（令和 5～7 年度（2023～2025 年度））を策定しました。

また、第三次基本計画に示された施策を実現するための具体的な事業を定めた実施計画（令和 5～7 年度（2023～2025 年度））を策定します。

3. 基本構想の概要 (平成 13～概ね令和 7 年 (2001～2025 年))

(1) まちづくりの基本理念

私たちは、「人間尊重」「自然との共生」「協働による創造」の 3 つを基本理念としてまちづくりを進めます。

市川の今日までの発展は、先人たちの英知とたゆまぬ努力によって築き上げられてきたまちづくりの成果です。

さらに、私たちは将来を見極め、世代を超えて、誰もが共感できる平和で豊かな社会をつくりたいと願います。

豊かさの受け止め方はさまざまですが、生涯を通して誰もが一人の人間として夢や生きがいを持って安心して生活できるよう、思いやりや慈しみの心のもとで、すべての人を認め合う「人間尊重」を基本とし、多様な自然や、そこに生息する生物などと相互に良好な関係を保ち、豊かな地域社会を目指す「自然との共生」、さまざまな価値観や立場を認め合い、ともに力を合わせて地域社会を築き上げていく「協働による創造」の 3 つを基本理念とします。

この基本理念を、市民共通の価値基準とし、自信と誇りを持って次代に引き継げる「私たちのまち いちかわ」を築いていきます。

(2) 将来都市像

まちづくりの目標である将来都市像は、概ね 25 年後の市川の将来像をあらわすもので、次のとおり定めます。

『ともに築く 自然とやさしさがあふれる 文化のまち いちかわ』

(3) まちづくりの基本目標と施策の方向

市川の将来都市像を実現するための基本目標と施策の方向を次のとおり定め、まちづくりを進めます。

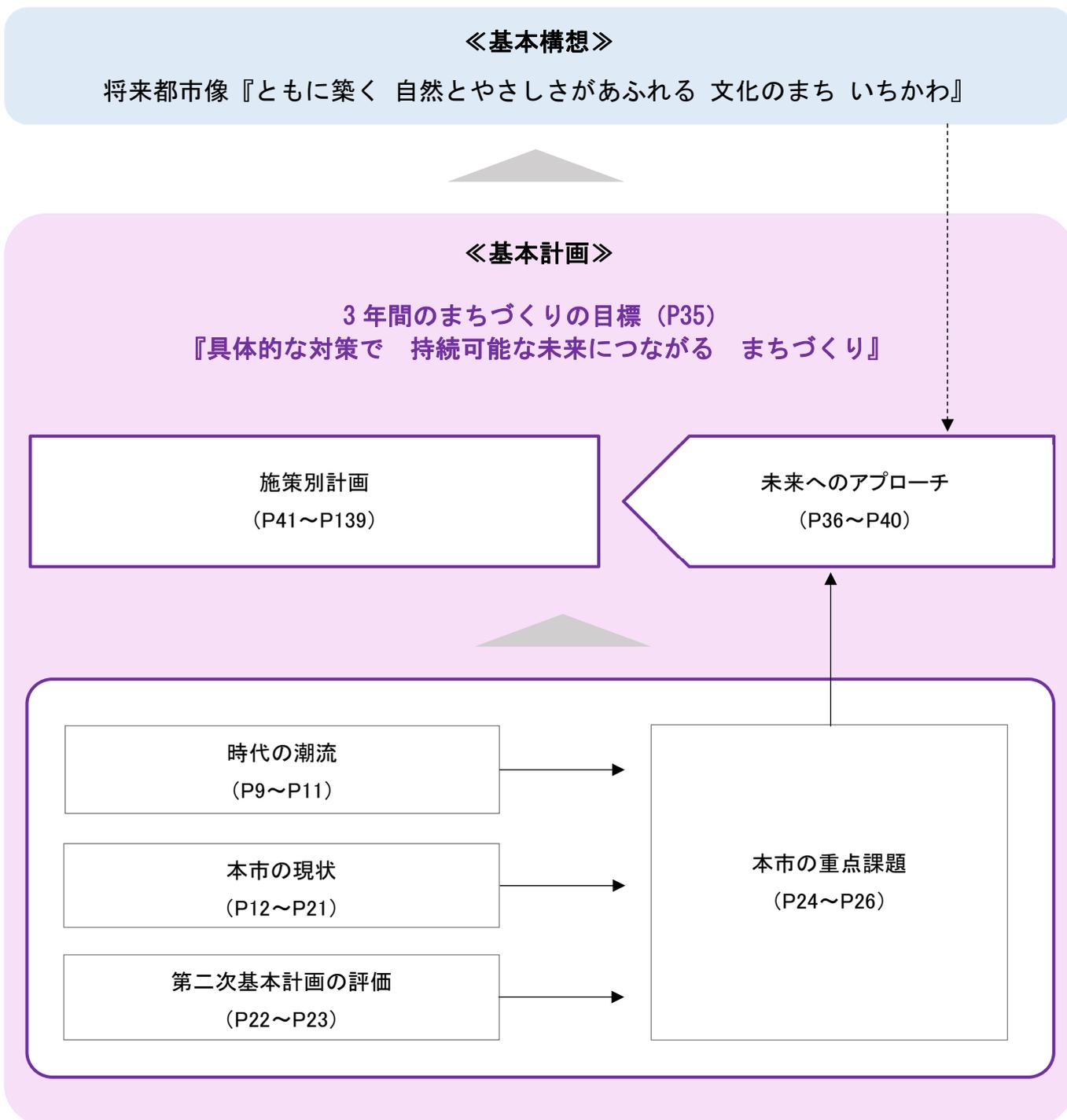
[基本目標]

- 1 真の豊かさを感じるまち
- 2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち
- 3 安全で快適な魅力あるまち
- 4 人と自然が共生するまち
- 5 市民と行政がともに築くまち

4. 第三次基本計画策定にあたって

第三次基本計画では、3年間で実効性・即効性のある施策を講じるため、まちづくりの目標を『具体的な対策で 持続可能な未来につながる まちづくり』とし、時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価、そして、これらから見えてきた本市の重点課題などを整理したうえで、将来都市像の実現に向け、適切な施策を講じます。

また、「基本構想」と「本市の重点課題」から、施策の横串「未来へのアプローチ」を導き出し、施策横断的な視点から市川らしい施策展開を目指し、複雑・多様化する諸課題に対応します。



(1) 時代の潮流

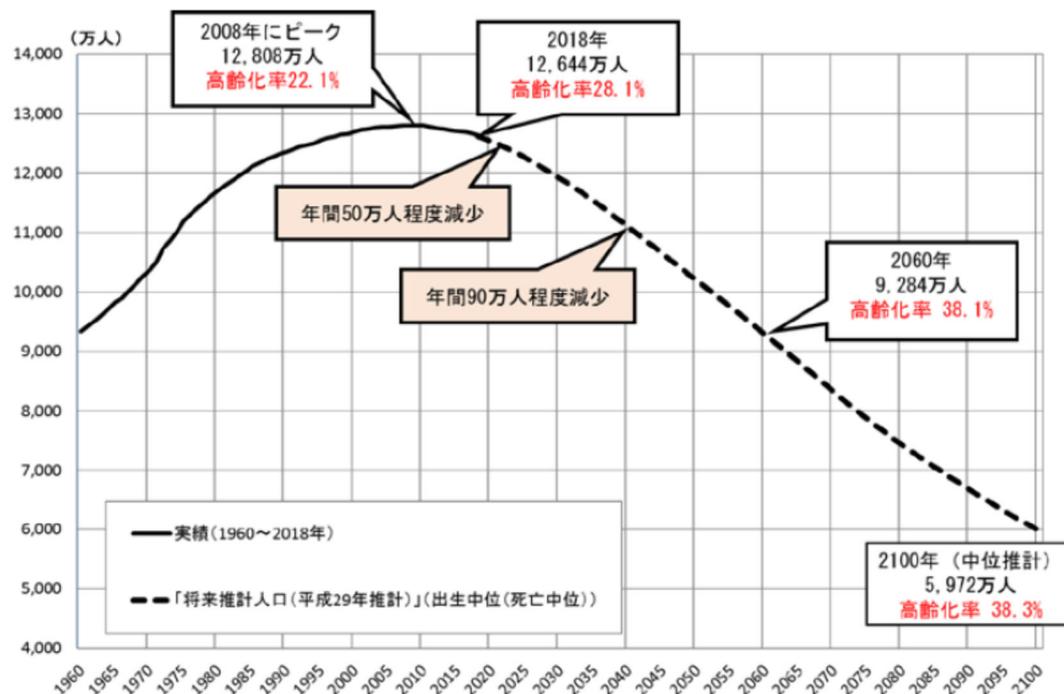
①人口減少・少子高齢化の進行

現在、我が国は、深刻な人口減少と少子高齢化の問題に直面しています。総人口は、平成 20 年（2008 年）の 1 億 2,808 万人をピークに減少に転じており、令和 42 年（2060 年）には、9,284 万人まで減少することが見込まれています。

加えて、高齢化率（65 歳以上の人口が総人口に占める割合）は、令和 42 年（2060 年）には 38.1% まで増加することが見込まれています。

このような人口減少・少子高齢化の進行により、社会保障費の増大や労働人口の減少、経済規模の縮小、地域の活力の低下、高齢者の単身世帯の増加など様々な社会的・経済的な問題が深刻化することが懸念されています。

◆総人口と将来推計



総務省「国勢調査」、社人研「将来推計人口（平成 29 年推計）」等に基づき作成。

(注) 「高齢化率」は総人口に占める老年人口（65 歳以上人口）の割合。

<出典>内閣府「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」

I. 総論(案)

②安全・安心に対する意識の高まり

近年、全国各地で大規模な地震や集中豪雨、土砂災害などが相次いで発生しています。さらには、近い将来、発生が予測されている首都直下型地震や地球温暖化に伴う気候変動など、自然災害に対する危機感が年々高まっています。

また、北朝鮮の核・ミサイル問題や米中対立の激化、ロシアによるウクライナ侵攻などによる地政学リスクの高まりに加え、子どもが被害に遭う凶悪犯罪や高齢者を狙った振り込め詐欺・消費者被害、悪質な運転による交通事故、食の安全性に関する問題など様々な懸念が高まっており、安全・安心の確保に向けた取り組みが強く求められています。

③価値観、ライフスタイルの多様化

社会の成熟やグローバル化・情報化の進展により、人々の価値観やライフスタイルは一層多様なものとなってきています。

物質的な豊かさより精神的な豊かさや生活の質の向上を求める人々が増え、幸福に対する考え方も画一的なものではなくなっています。

それぞれの価値観やライフスタイルを持つ人々がお互いの違いを受け入れ、認め合い、誰もが自分らしく幸福に暮らせる地域社会の実現が求められています。

④地域コミュニティの希薄化

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などを背景とし、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響により、これまで対面を前提としていた交流や地域活動が制限されたことで、この傾向に一層の拍車がかかりました。

地域コミュニティは、地域の歴史・文化の継承を行うとともに、防災・防犯や地域福祉、教育、商業、自然環境の保全などの面において重要な役割を持っていることから、人と人とのつながりを強め、あらゆる世代の人々が地域に積極的に参画できるような環境をつくりあげていかなければなりません。

⑤経済情勢の変化

わが国の経済は、「成長」の時代から、「成熟」の時代へと大きな転換期を迎えています。

近年、新型コロナウイルス感染症や国際情勢に伴う物価高騰、サプライチェーンの混乱、為替相場の大きな変動など不安定な状況が続いており、経済情勢に大きな影響を与えています。また、中長期的にみると、進行する人口減少や少子高齢化に伴う労働力や資本投入額の減少が、今後、我が国の経済規模の縮小をもたらすことが予想されています。

このような条件下で持続的な経済成長を実現するため、イノベーションの喚起による一人当たりの生産性の向上などに取り組む必要があります。

⑥環境問題の深刻化

地球温暖化や海洋汚染、大気汚染、生物多様性の喪失などの環境問題が、年々深刻化しています。

とりわけ、地球温暖化の問題は、近年、何十年に一度とされる規模の豪雨や台風が頻繁に発生するなど、私たちの身近な生活にも及んでいます。国は2050年までに温室効果ガス排出を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」の実現を目指しており、2030年度において温室効果ガス46%削減（2013年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明し、「地球温暖化対策計画」などに基づき、官民挙げた取り組みを推進しています。

⑦グローバル化の進展

輸送手段や情報通信などが発達する中で、国境を越えた人や物、資金、サービス、情報の移動が一層活発となっています。グローバル化の進展は、異文化への接触の機会を増やすとともに、効率的な国際分業による生産性の向上など、我々の暮らしをより豊かにします。

その反面、地球規模での市場経済化が進み、競争の激化による格差の拡大や、企業や産業の再編による雇用の不安定化、地域経済の弱体化などにつながる懸念もあり、グローバル化に対応した人材、産業の育成が求められています。

また、近年は、感染症の拡大やサプライチェーンの混乱や、新興・途上国の資本流出など、経済性・効率性と併存するグローバル化のリスクが顕在化しており、これまでのグローバル化の在り方を見つめなおす動きも広がっています。

⑧デジタル化の普及と活用

インターネットやスマートフォンなどの利用拡大に伴い、デジタル技術が飛躍的に発展、普及し、誰もが必要な時に必要な情報を容易に得ることが可能となりました。

SNSやテレワーク、オンライン授業などが浸透し、デジタルは今や人々のコミュニケーション、日常生活になくてはならないものとなっています。

国は、デジタルを地方の抱える社会課題を解決するための鍵であり、新しい付加価値を生み出す源泉であると位置づけ、「デジタル田園都市国家構想」を掲げ、デジタルインフラを急速に整備し、官民双方で地方におけるデジタルトランスフォーメーションを積極的に推進していくことを目指しています。

デジタルを活用し、誰一人取り残されずすべての人が心豊かな暮らしを実現することが求められている中で、デジタルディバイドや情報リテラシー、個人情報保護、サイバーセキュリティなどの問題も浮き彫りとなり、対応が求められています。

⑨新型コロナウイルス感染症による社会の変容

令和2年（2020年）にWHO（世界保健機関）が新たなウイルスとして確認した新型コロナウイルスは、急速に世界中に蔓延しました。国内では、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置により外出自粛や店舗等への休業要請、時短要請が繰り返し行われるなど、市民生活や経済活動に多大な影響を及ぼしました。

従来の社会活動が極端に制限される中で、急速かつ強制的に社会のデジタル化が進んだことで、テレワークなどの対面を前提としない働き方に代表されるように、場所にとられない生活や働き方、サービスの在り方が受け入れられるようになりました。

今後のまちづくりは、このような社会の変容を踏まえた市民ニーズを的確に反映することが求められています。

(2) 本市の現状

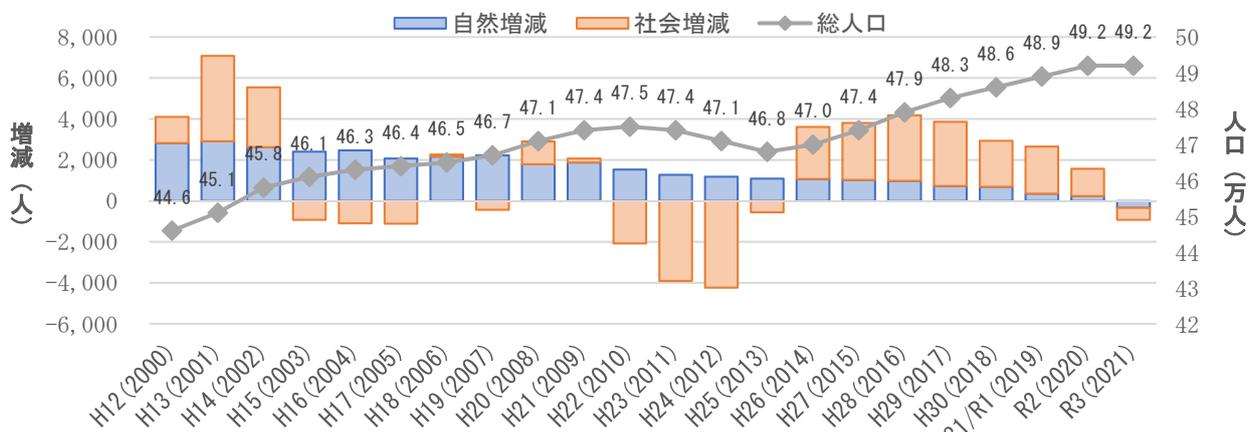
①人口

●これまでの人口増加

本市の総人口は、平成 23 年（2011 年）から 25 年（2013 年）にかけての一時的な減少を挟みつつもほぼ一貫して増加傾向が続き、令和 2 年（2020 年）3 月末には 49 万 2,283 人となり、過去最高(3 月末時点)を更新しました。

しかしながら、令和 3 年に自然増減と社会増減がそれぞれ減少となったことから、同年 3 月末時点の総人口は 49 万 1,545 人となり、前年からわずかに減少となりました。

◆総人口の推移（各年 3 月 31 日時点）と自然増減・社会増減の変化（各年間）の関係



<資料>住民基本台帳人口

●進行する高齢化

令和 3 年（2021 年）3 月末時点における年齢 3 区分別構成比は、年少人口（0～14 歳）が 5.8 万人（11.7%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 32.9 万人（66.9%）、老年人口（65 歳以上）が 10.5 万人（21.4%）となっています。

平成 17 年（2005 年）から老年人口が年少人口を上回っており、その傾向は拡大傾向にあることから、本市においても高齢化が進行していることがわかります。

◆年齢 3 区分別人口構成比の推移（各年 3 月 31 日時点）



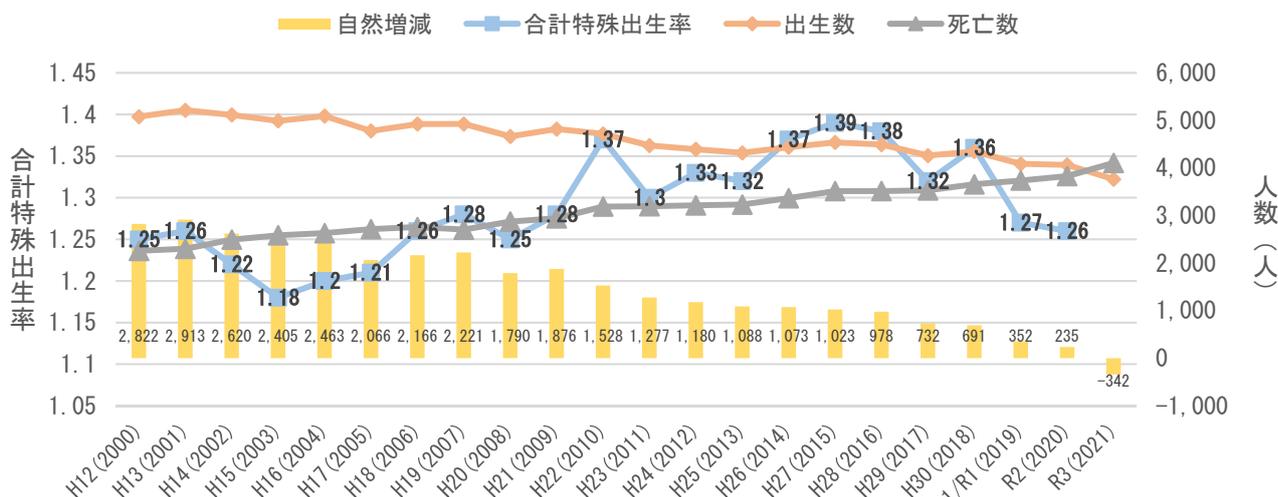
<資料>住民基本台帳人口

●年々減少傾向にある自然増

本市では、出生数が減少傾向にある一方、死亡数が増加傾向にあり、令和3年（2021年）に自然増減が減少に転じました。

合計特殊出生率についても、平成27年（2015年）の1.39をピークに減少傾向となり、令和2年（2020年）には、1.26まで低迷しています。

◆合計特殊出生率（各年）、出生数・死亡数・自然増減（各年間）の推移



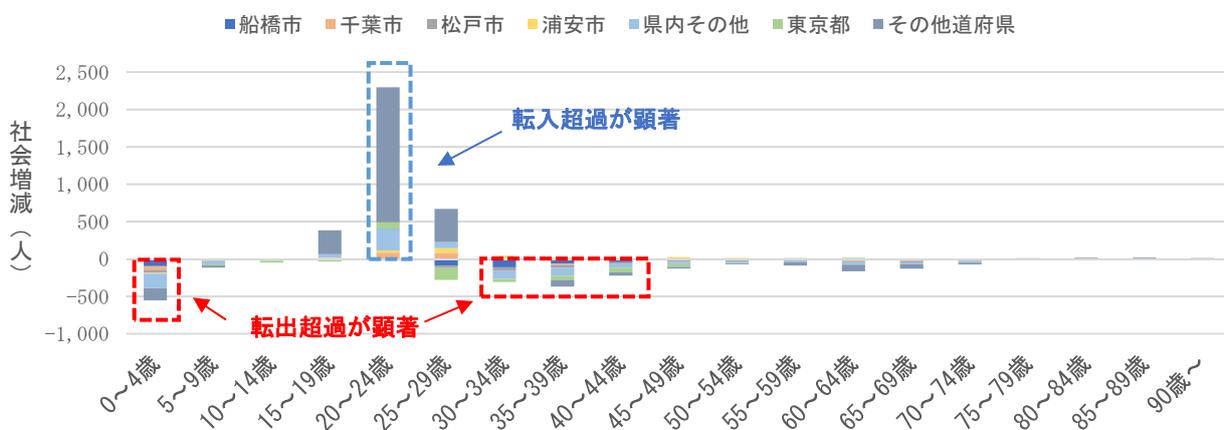
＜資料＞千葉県衛生統計年報、住民基本台帳人口

●若い世代の転入と子育て世代の転出

本市は、東京圏への就学・就職に伴い、若い世代が全国各地から転入してきており、20代前半の転入超過が顕著となっています。

一方で、子育てを始める・始めた世代などが近隣自治体へ転出しており、30代と40代前半、5歳未満の転出超過が顕著となっています。

◆転入・転出者の年齢別比較（純移動数 平成24～令和2年度の平均）

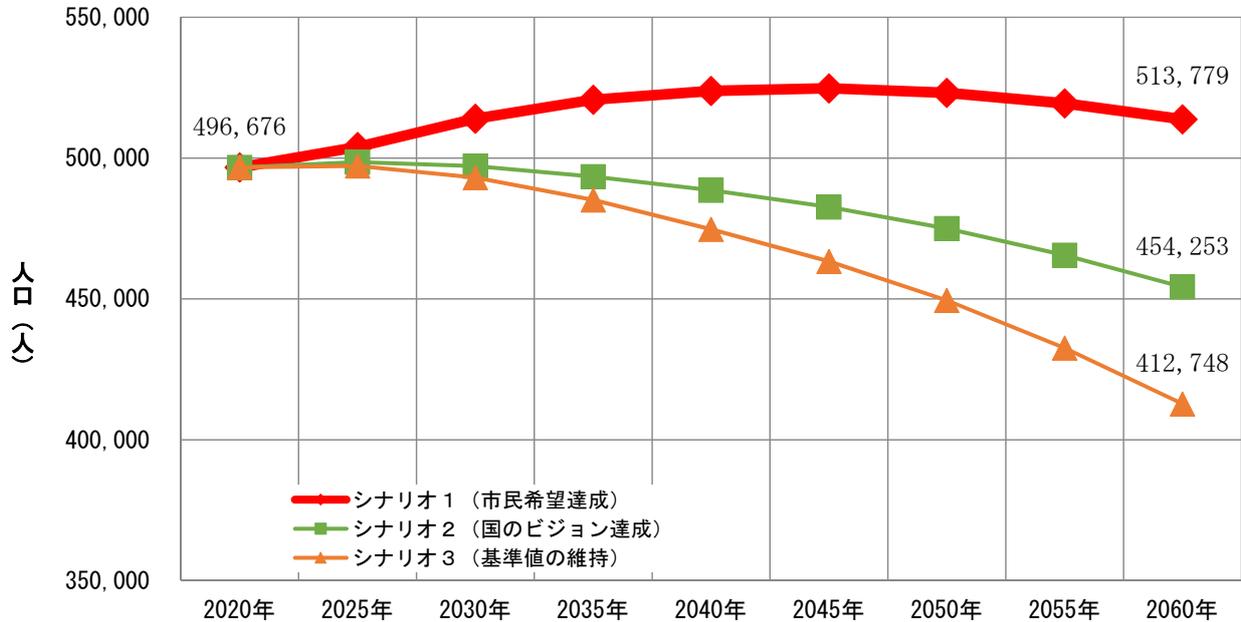


＜資料＞住民基本台帳人口

I. 総論(案)

●人口減少局面への突入（将来人口推計／総人口）

これまで増加傾向にあった本市の総人口も現在の基準値（過去5年の出生率の平均、過去8年間の純移動率の平均）が維持された場合、2025年頃から減少に転じ、人口減少局面へ突入することが見込まれています（シナリオ3）。施策等をとおして、市民の出生・定住希望を実現していくこと（シナリオ1に近づけていくこと）が重要となります。



推計手法：コーホート要因法

基準人口：496,676人 ※令和2年（2020年）国勢調査

推計値：シナリオ1 市民の出生・定住希望が実現すると仮定した場合

シナリオ2 国の目標値である出生率と地方創生（東京一極集中の是正）が実現すると仮定した場合

シナリオ3 現在の基準値が将来的に継続すると仮定した場合

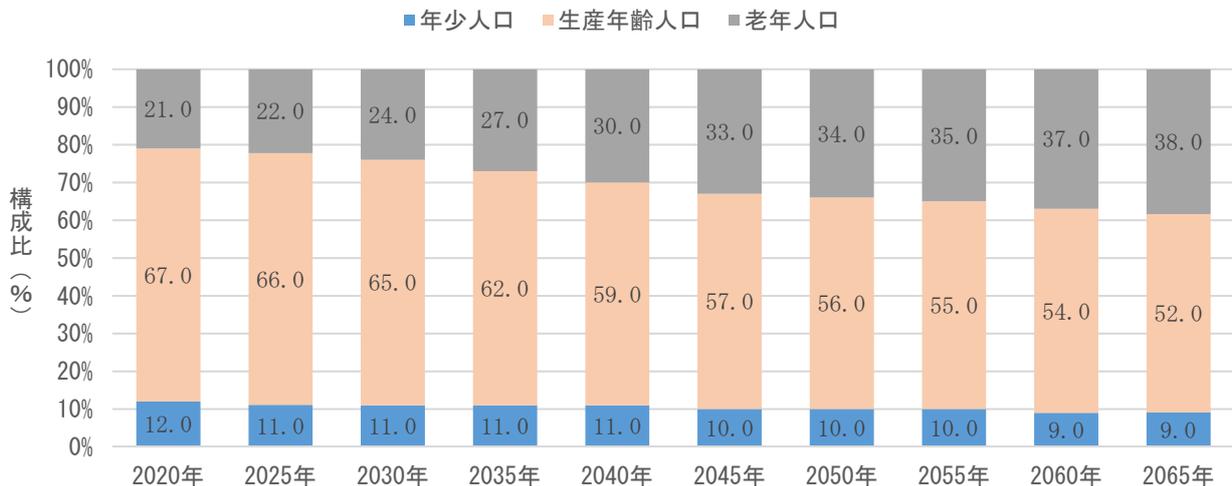
※詳細な基準値は巻末資料に掲載予定

※新型コロナウイルス感染症による影響を一過性のものと仮定し推計

●生産年齢人口の減少（将来人口推計／年齢3区分別構成比）

今後は、生産年齢人口（15～64歳）が老年人口（65歳以上）に置き換わっていくことが見込まれており、経済・社会の両面から、「担い手」の減少という構造的な問題に直面します。

◆「シナリオ3」における年齢3区分別人口構成比の推移

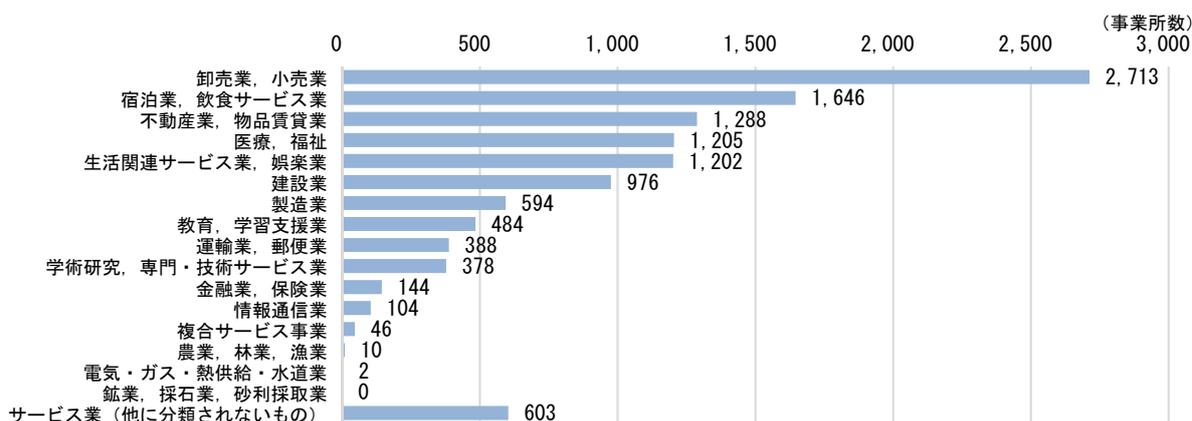


②産業

●事業所数

本市の事業所を産業分類別にみると、『卸売業、小売業』が2,713事業所(23.0%)で最も多く、次いで『宿泊業、飲食サービス業』の1,646事業所(14.0%)、『不動産、物品賃貸業』の1,288事業所(10.9%)、『医療、福祉』の1,205事業所(10.2%)となっており、都市型の産業構造となっています。

◆市川市の産業別事業所(平成28年6月調査)



<資料>平成28年経済センサス(事業所に関する集計 産業横断的集計)

●売上金額

市内事業所の売上金額は、約2兆1,570億円で、産業分類別にみると、『卸売業、小売業』が7,551億円(35.0%)で最も多く、次いで『製造業』が3,868億円(17.9%)で、この2つの産業で市内全体の売上の半数以上を占めています。

売上金額の産業特化係数※をみると、『運輸業、郵便業』や『教育、学習支援業』などの係数が高く、本市に集積する物流拠点や教育機関の稼働力が相対的に高いことが分かります。

※産業特化係数=市川市の産業別売上金額の構成比/全国の産業別売上金額の構成比

◆売上金額の産業特化係数



<資料>平成28年経済センサス(参考表 全産業の事業所の売上(収入)金額に関する試算)

I. 総論(案)

③都市基盤

●土地利用

本市は市域の 70.7%が市街化区域であり、都市化が進んでいます。一方、北部地域を中心に市域の 29.3%が市街化調整区域となっており、低・未利用地が点在しています。

用途地域では、第 1 種低層住居専用地域が 35.3%と最も多く、次いで、第 1 種住居地域が 22.3%となり、都市に近いベットタウンとしての特性を表しています。また、臨海部を中心に工業系の用途（工業専用地域 9.7%、工業地域 5.4%）も多く、物流拠点や化学製品工場、石油コンビナートなどが集積しています。

◆都市計画決定一覧表

区	分	面積 (ha)	割合 (%)
区域区分		5,639	100.0
	市街化区域	3,984	70.7
	市街化調整区域	1,655	29.3
用途地域		3,984	100.0
	第 1 種低層住居専用地域	1,408	35.3
	第 2 種低層住居専用地域	28	0.7
	第 1 種中高層住居専用地域	503	12.6
	第 2 種中高層住居専用地域	206	5.2
	第 1 種住居地域	889	22.3
	第 2 種住居地域	28	0.7
	近隣商業地域	121	3.0
	商業地域	75	1.9
	準工業地域	125	3.1
	工業地域	216	5.4
	工業専用地域	385	9.7

<資料> データにみる市川市の都市基盤(概要)

●主な都市基盤の近年・今後の変化

◇道路網

平成 28 年度（2016 年度）に都市計画道路 3・4・18 号、平成 30 年度（2018 年度）に東京外郭環状道路千葉県区間などが開通し、長年の懸案であった南北軸の道路が整備され、市内外への移動の円滑化や慢性的な交通渋滞の緩和につながっています。また、江戸川においては、平成 30 年度（2018 年度）の妙典橋の開通や令和元年度（2019 年度）度の行徳橋の架け替え工事などが完了しました。

今後は、東京外郭環状道路と成田空港を最短で結ぶ一般国道 464 号北千葉道路の整備(国と県の共同)が予定されているなど、更なる広域道路網の充実が図られます。

◇公共下水道

平成 27 年度（2015 年度）に江戸川左岸流域下水道（市川幹線）が、令和 2 年度（2020 年度）に江戸川左岸流域下水道（松戸幹線）と江戸川第一終末処理場（第一系列）の整備が完了したことから、現在、本市にて再び本格的な公共下水道の整備を進めています。令和 3 年度（2021 年度）末の本市の下水道普及率は、76.8%（住民基本台帳人口ベース）となっており、今後、第二系列以降の整備に合わせてさらなる下水道の普及が促進されます。

◇市街地整備

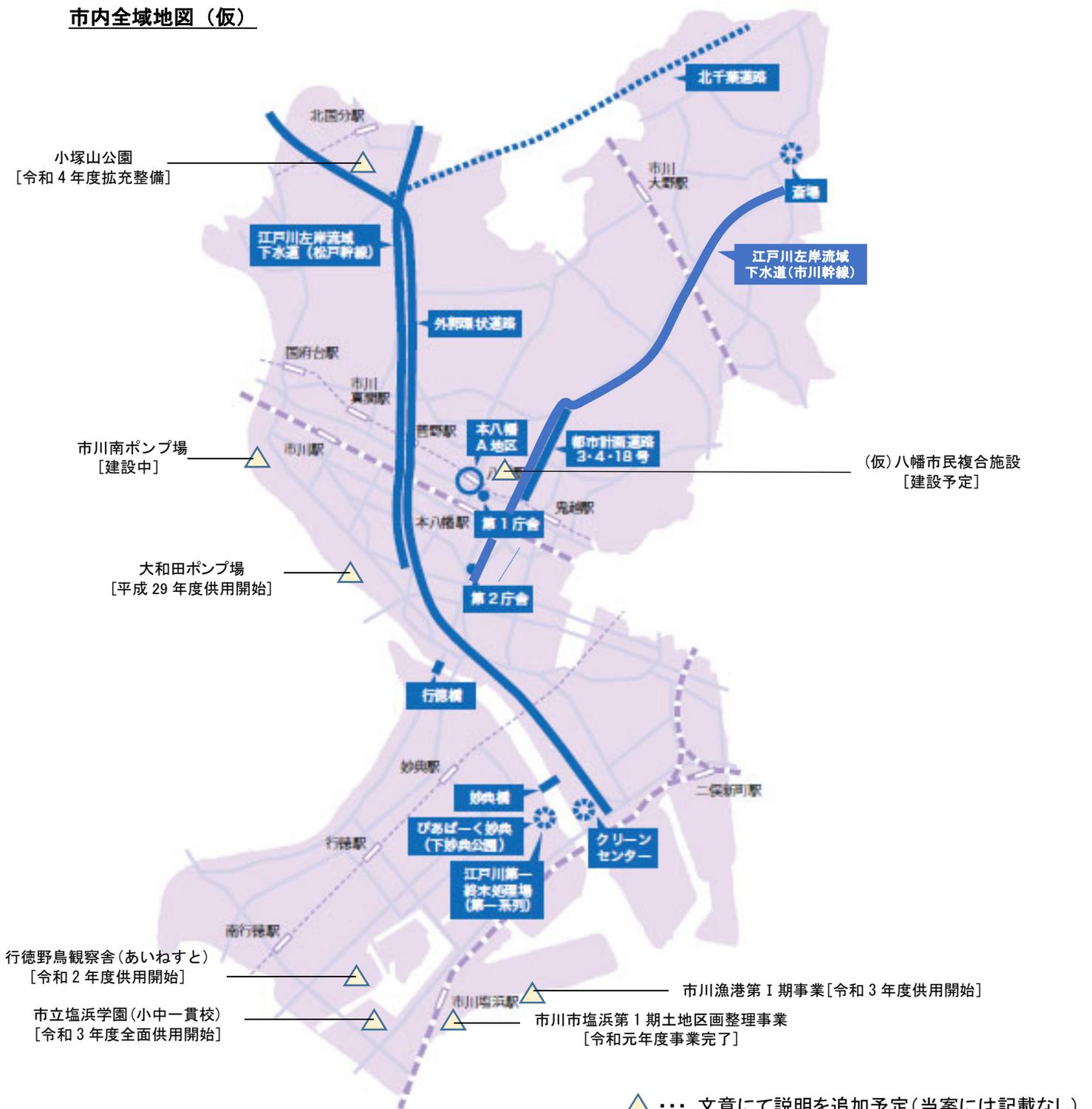
土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を目的として JR 本八幡北口の再開発が進められてきました。平成 28 年度（2016 年度）に本八幡 A 地区市街地再開発事業が完了し、今後についても、新たな地区の再開発を進めるため、地権者や事業者、行政が協働して、街づくり計画や実現に向けた検討を進めています。

◇公共施設等

市庁舎の建て替えが完了し、令和2年度(2020年度)に第1庁舎が、令和3年度(2021年度)に第2庁舎が全面開庁となりました。

今後は、ぴあぱーく妙典(下妙典公園)が全面開園しますが、一方で、老朽化した斎場やクリーンセンターの建て替えなどが予定されています。また、築20年以上の公共施設が全体の約8割を占めていることから、財政負担の軽減・平準化を図りつつ、適切な維持管理・更新を計画的に進めていかなければなりません。

市内全域地図(仮)

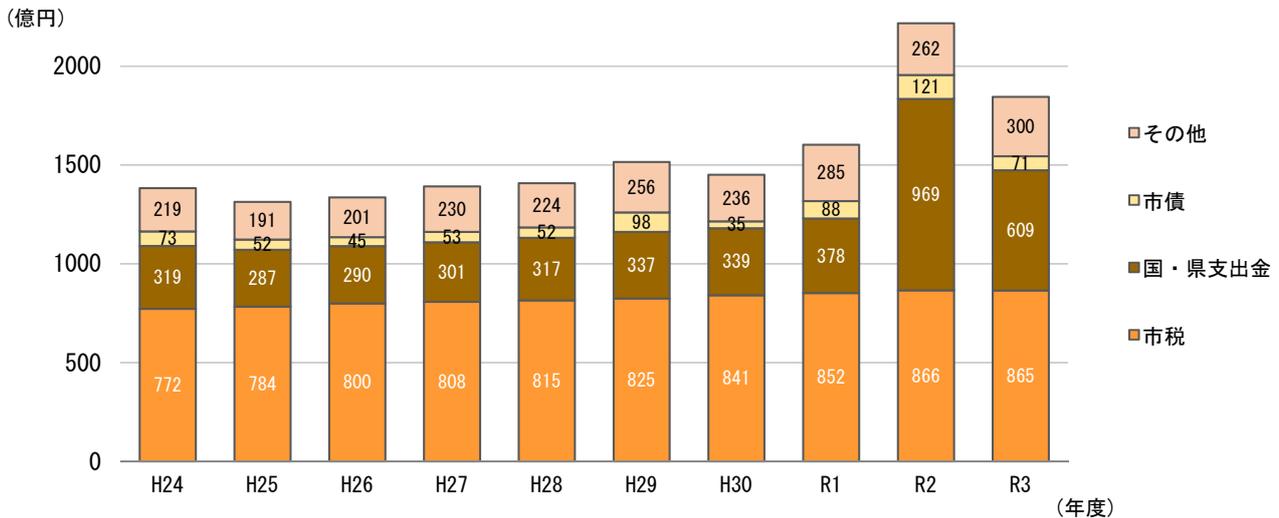


I. 総論(案)

④財政

●歳入の推移 (一般会計/決算値)

歳入の総額は、国・県支出金の増に伴い、概ね増加傾向にあります。一方、市税収入（特に個人市民税及び法人市民税）は、景気変動の影響を大きく受ける歳入であるため、新型コロナウイルス感染症の影響などに注視が必要な状況です。

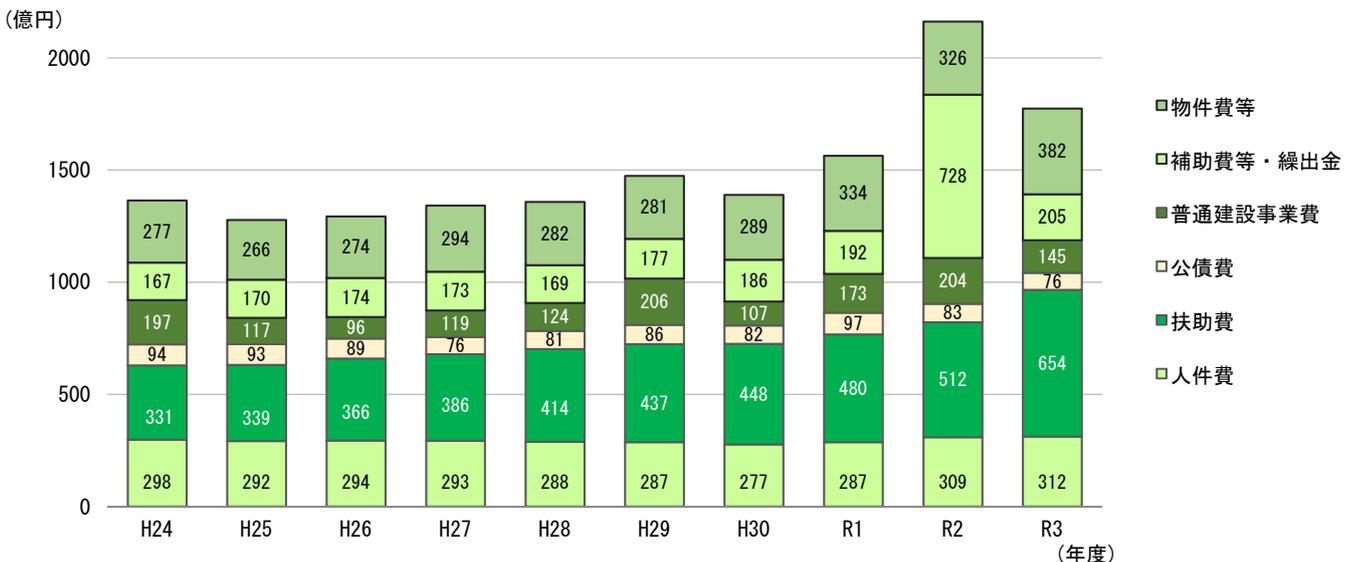


※令和2年度の「国・県支出金」の増は、特別定額給付金に係る国庫補助金などによるもの

※令和3年度の「国・県支出金」の例年と比較した場合の増は、子育て世帯への臨時特別給付に係る国庫補助金などによるもの

●歳出の推移 (一般会計/決算値)

歳出の総額も増加傾向にあります。その中でも、「扶助費」については、年々増加しており、削減が難しい性質であることから、今後も継続して増加することが見込まれています。また、老朽化した公共施設への対応等に伴い、「普通建設事業費」についても、今後一定規模の歳出が必要となります。



※令和2年度の「補助費等・繰出金」の増は、特別定額給付金などによるもの

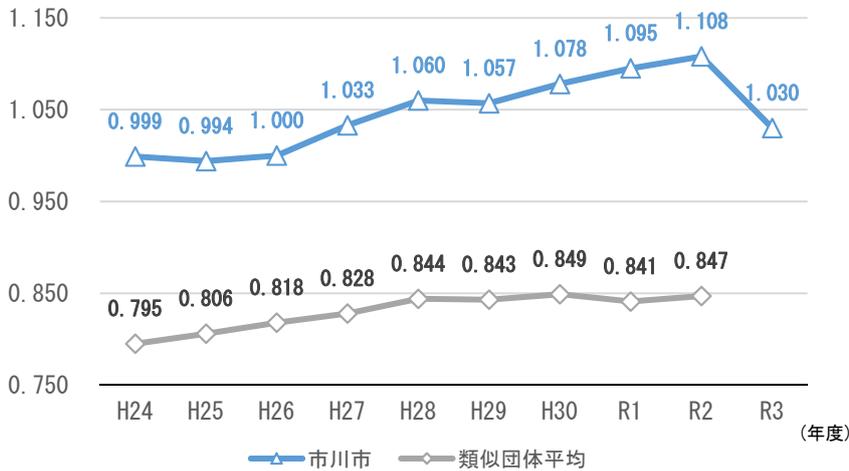
※令和3年度の「扶助費」の増は、子育て世帯への臨時特別給付などによるもの

● 財政指標 (決算値)

本市の各財政指標は類似団体※と比べてもおおむね良好な数値で推移しています。

※類似団体＝日本経済新聞社発行の全国都市財政年報における類似団体の区分を使用

財政力指数



$$= \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

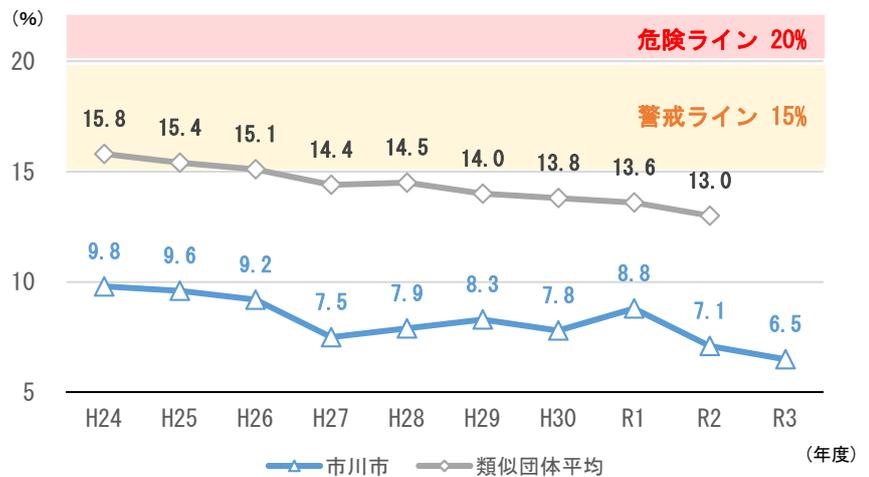
地方公共団体の財政力を示す指標で、当該年度を含む過去3年間の平均値をいい、数値が高いほど財源に余裕があるものとされる。単年度の数値が1を超えるとその年度は普通交付税が交付されない。

※財政力指数は通常3カ年平均値を用いますが、ここでは、各年度の差異をはっきり示すため、単年度の数値を用いています。

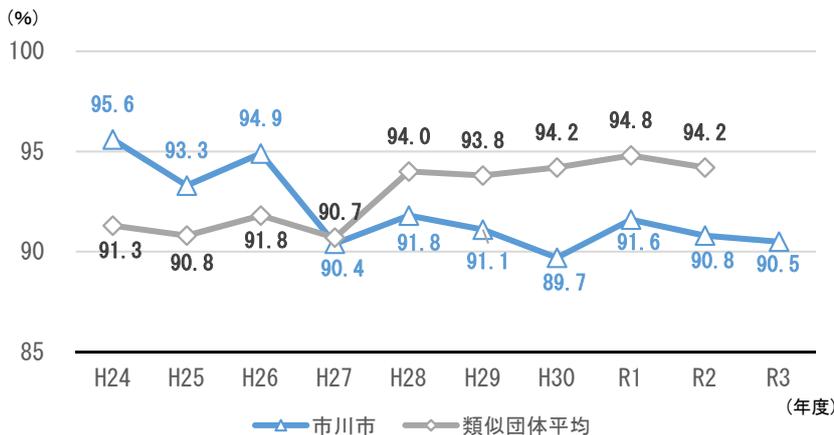
公債費負担比率

$$= \frac{\text{公債費充当一般財源額}}{\text{一般財源等総額}} \times 100\%$$

市税などの一般財源等総額のうち市債の元利償還金に充てられた一般財源の割合。15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。



経常収支比率



$$= \frac{\text{経常経費充当一般財源額}}{\text{経常一般財源収入額}} \times 100\%$$

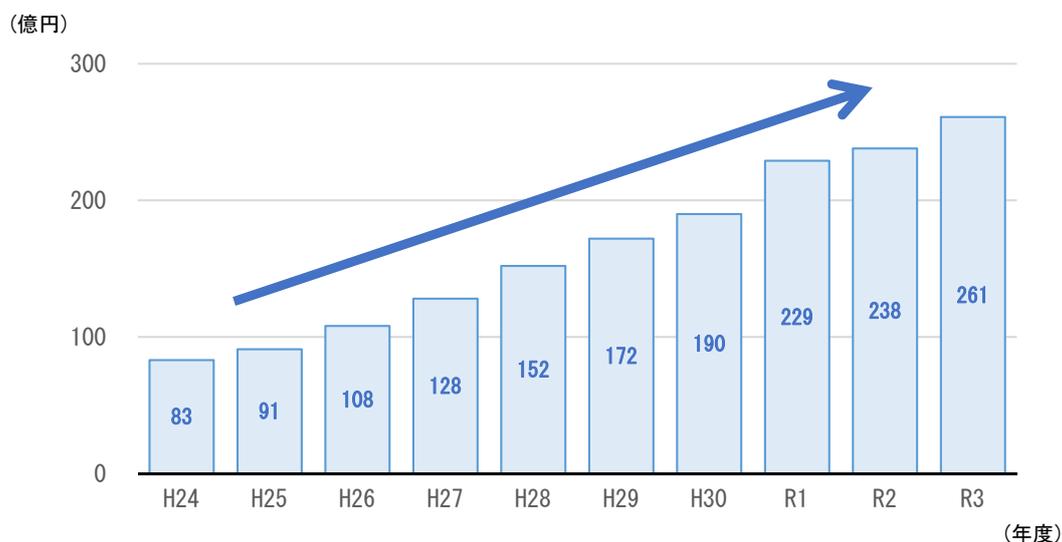
市税・地方譲与税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される一般財源のうち、人件費・扶助費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する指標として用いられ、比率が低いほど弾力性が高いとされている。

I. 総論(案)

●財政調整基金残高の推移 (決算値)

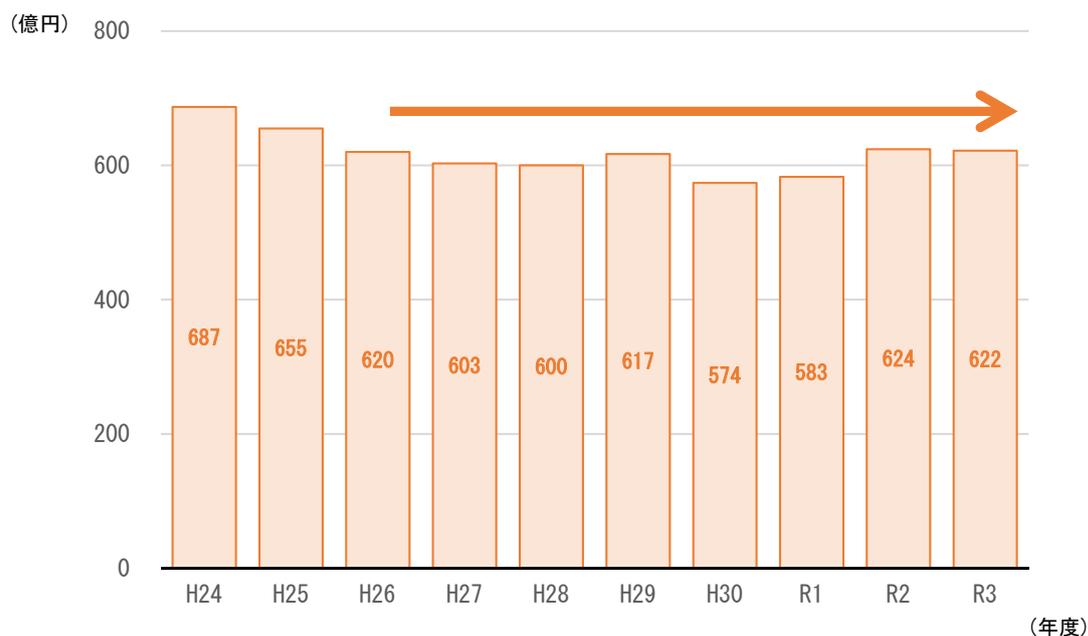
財政調整基金は、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金であり、経済不況等による税収の大幅な減少や、災害などの不測の事態における支出に備え、積み立てておくものです。

本市の財政調整基金残高は年々増加しており、令和3年度(2021年度)は過去最高額となりました。



●市債残高の推移 (一般会計/決算値)

近年の市債残高は、600億円前後で推移しています。市庁舎の建て替えや文化会館の大規模改修、学校校舎の整備などを行いながらも、計画的な活用を行うことで、市民1人当たりの市債残高は県内でも低い水準となります。



●今後について

これまでの本市の財政状況は、堅実な運営により健全な状態で推移しており、歳入面では自治体運営の基礎となる市税収入等も増加傾向にあります。中長期的には、人口減少による市税収入の減少が懸念されています。

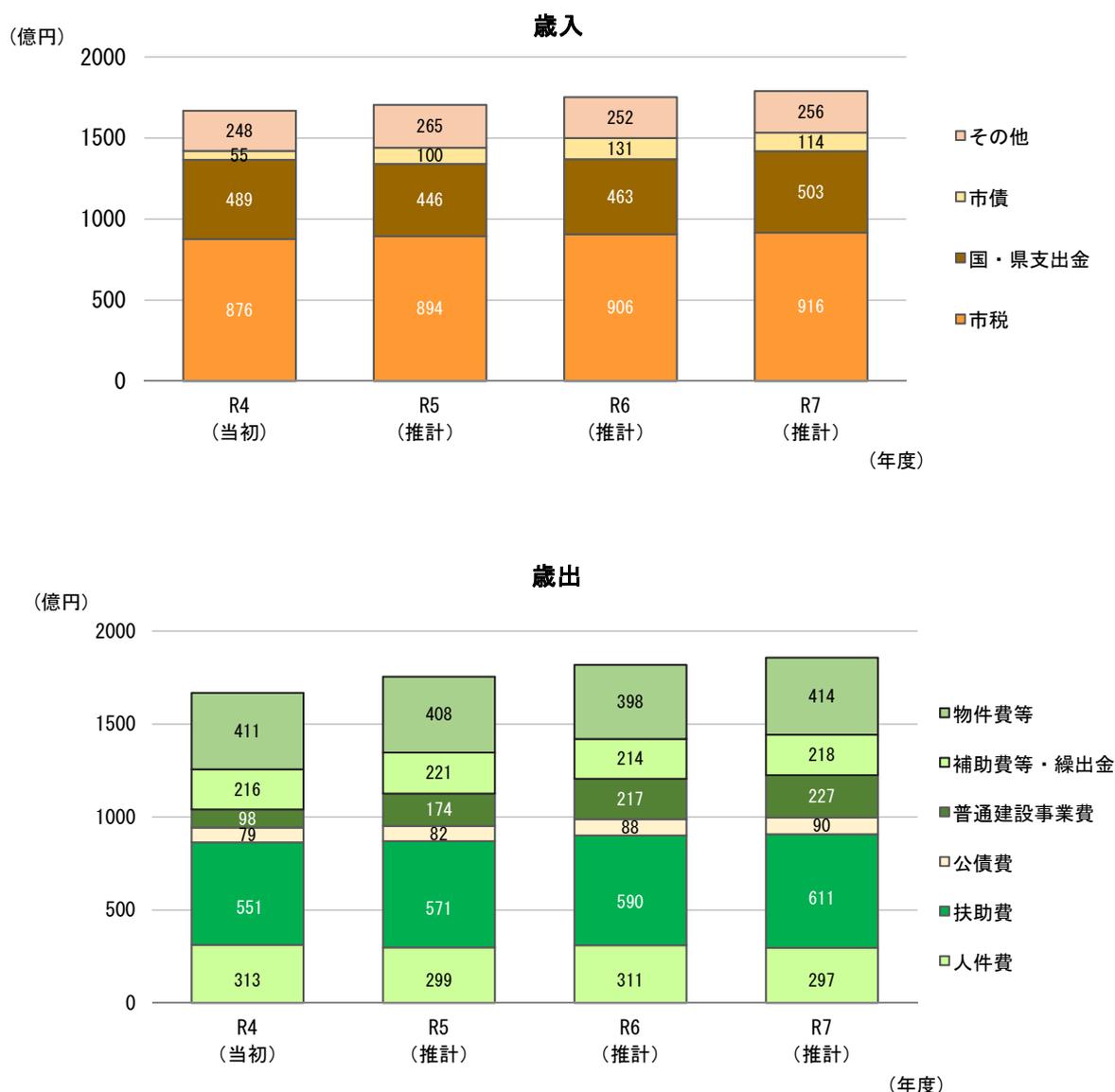
一方、歳出面では、今後も増加が続く社会保障関係経費のほか、老朽化が進むクリーンセンターや斎場など生活の基盤となる公共施設やインフラの更新費用、これに伴う公債費の増加は避けられない状況となることを見込まれています。

持続可能な自治体運営を行っていくためには、引き続き歳入確保に努めるとともに、施策や事業の「選択と集中」を進めて財源を捻出し、有効活用・最適配分することで、安定的な行財政基盤を確立していかなければなりません。

今後は、こうした厳しい財政状況にも対応しながら、第三次基本計画のもと、様々な行政課題やこれまで先送りにされてきた事業への着手など幅広いニーズに応えることで、本市のさらなる発展を図っていく必要があります。

◆第三次基本計画期間（令和5～7年度（2023～2025年度））における中期財政見通し

※令和5年度以降の数値は事業予算要求ベースで推計



(3) 第二次基本計画の評価

本市では、これまで、第二次基本計画（平成 23～令和 2 年度（2011～2020 年度））に基づいて、様々な施策、事業に取り組んできました。

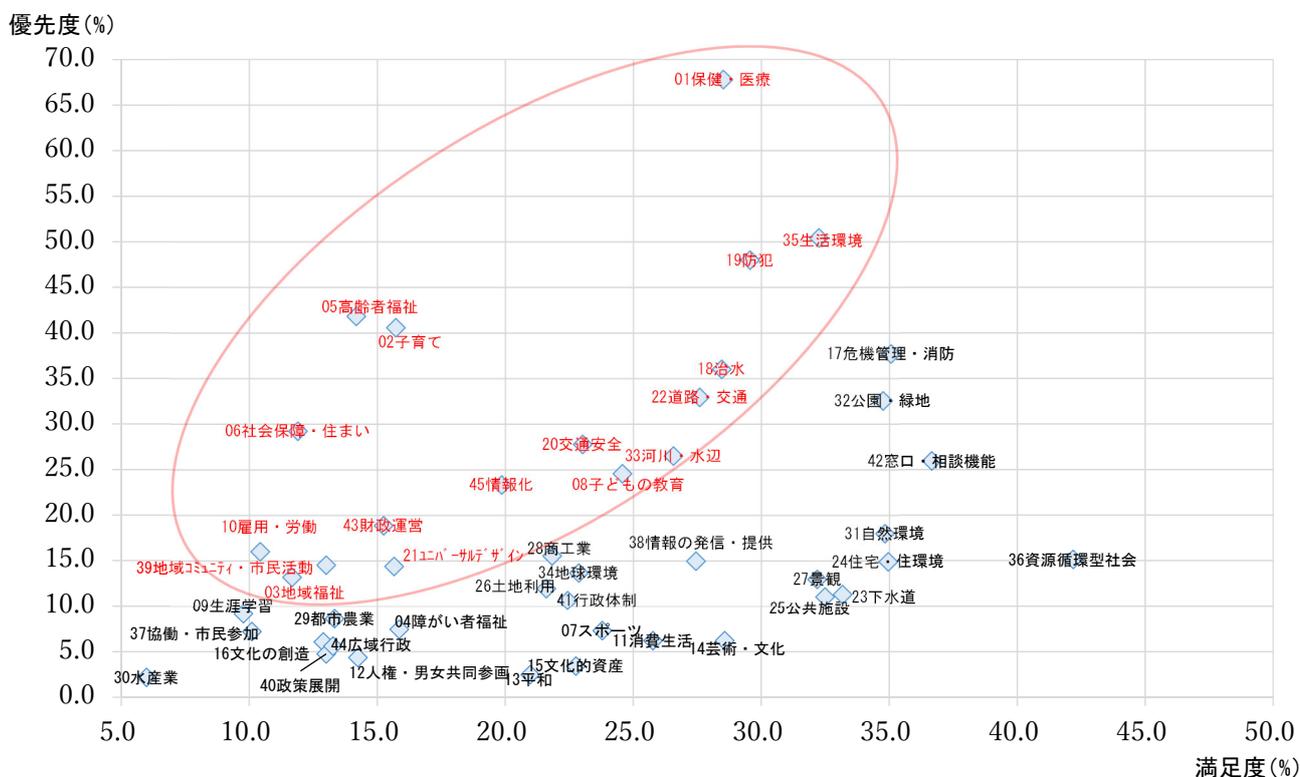
令和 2 年度（2020 年度）には、第二次基本計画の 10 年間の歩みが着実であったか、効率的であったかなどを検証するため、市民の意識・意見を踏まえた総合的な評価を行いました。

第三次基本計画は、この第二次基本計画の評価を踏まえ、施策の検討を行っています。

①基本目標ごとの満足度

基本目標	市民意向調査結果（満足度）		
	平成 23 年度 (%)	令和 2 年度 (%)	増減 (ポイント)
1 真の豊かさを感じるまち (該当する 13 つの大分類の平均)	13.1	16.7	+3.6
2 彩り豊かな文化と芸術を育むまち (該当する 3 つの大分類の平均)	22.8	21.4	-1.4
3 安全で快適な魅力あるまち (該当する 14 つの大分類の平均)	21.6	25.3	+3.7
4 人と自然が共生するまち (該当する 13 つの大分類の平均)	22.4	32.2	+9.8
5 市民と行政がともに築くまち (該当する 6 つの大分類の平均)	15.1	19.0	+3.9
全体平均 (全 45 の大分類の平均)	18.0	22.2	+4.2

②施策の大分類ごとの満足度・優先度の分布



③施策の満足度が低く、今後の優先度が高い大分類における市民ニーズの把握

No.	施策の大分類	市民ニーズ (施策の満足度が低く、今後の優先度が高い施策)
1	保健・医療	医療と福祉サービスの連携
2	子育て	子育てと仕事の両立
3	地域福祉	活動の担い手の確保・育成
5	高齢者福祉	買い物弱者への支援、見守りサービスの充実
6	社会保障・住まい	生活困窮者への支援
8	子どもの教育	いじめ対策
10	雇用・労働	社会人の学び直しの機会拡充
18	治水	集中豪雨への対策
19	防犯	街頭防犯カメラの設置
20	交通安全	キッズゾーンの整備促進
21	ユニバーサルデザイン	歩行者空間のバリアフリー化の推進
22	道路・交通	安全な歩道の整備
33	河川・水辺	水と触れ合う場の整備
35	生活環境	鳥獣害対策の推進
39	地域コミュニティ・市民活動	市民活動の担い手の確保
43	財政運営	予算・決算の分かりやすい情報提供
45	情報化	行政手続きの簡素化・効率化

5. 本市の重点課題

時代の潮流や本市の現状、第二次基本計画の評価を踏まえた本市の重点課題を以下の通り整理します。

①子育て世代の定住促進と出生率向上

本市は都心に進学・就職する際の居住地として、20代前半の若い世代の転入が多い一方で、30代と40代前半のいわゆる子育て世代が広く・新しい住宅を求め、近隣市や都内へ転出している状況があります。

働き盛りでもある世代と本市の未来を担う子どもたちが市外に流出することは、将来的に市全体の衰退にもつながりかねない重要な課題です。

また、本市の合計特殊出生率は平成27年の1.39をピークにして減少し、令和2年は1.26まで低下しました。今後、本市が長期的に持続可能な人口構成を維持・構築していくためには、出生率の回復によって一定の出生数を確保していくことが必要です。

第二次基本計画の評価において、「子育てと仕事の両立」の市民ニーズが高いことから、核家族や共働きの世帯の増加などの社会情勢を踏まえ、結婚・出産・子育て、そして、その先のそれぞれのライフステージに寄り添った施策を多面的かつ総合的に展開することで、子育て世代定住促進と出生率向上を目指します。

②医療・福祉ニーズの増加に備えた健康寿命の延伸

現在、団塊ジュニア世代である40代前半を中心とする生産年齢人口が多くを占める本市においては、今後も老年人口の割合が増加していくことが予想されています。

少子化による生産年齢人口の減少により、経済・社会の両面から、「担い手」の減少という構造的な問題に直面する中で、高齢化の進行により医療や介護などのニーズの拡大や社会保障費の増大が見込まれることから、より多くの高齢者が元気で健康的な毎日を過ごせるよう、健康寿命の更なる延伸に重点的に取り組む必要があります。

そのために、中高年の疾病予防、介護予防等に取り組むとともに、乳幼児期からの全ての世代を対象に、丁寧かつ切れ目なく総合的に施策を展開し、市民の皆様がいつまでもハツラツと元気なまま生涯を送れることを目指します。

③感染症・激甚化する災害の対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、新たな感染症は、市民の安全・安心を脅かす災害に匹敵するものとなることを改めて認識しました。

今後は、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえた上で、国や地方公共団体、関係機関との連携を強化し、迅速な情報収集による的確な感染症対策や市民への周知を行える危機管理体制の構築を目指します。

また、激甚化する自然災害に備え、どのような災害が発生しても、人命の保護が図られるとともに、社会システムの被害を最小化し、災害から迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを平時から進めていかなければなりません。令和4年3月に策定した「市川市国土強靱化地域計画」をもとに、ソフト・ハード両面による防災・減災対策の強化や公共施設等の長寿命化・老朽化対策などに取り組みます。

④多様性を意識した施策展開

本市には、年齢や性別、国籍、人種など様々な背景をもった方々が暮らしています。とりわけ、市内に常住する外国人は、年々増加傾向にあり、令和3年度末時点で本市の人口の約3.4%を占めていることから、異文化の理解や友好と親善を促進する必要があります。

また、障がいの有無や性の多様性などを意識した施策展開をあらゆる分野で進めていくことも課題となっています。

それぞれの違いを認め合いながら、誰もが自分らしく、安心して暮らせるような環境をつくり、多様性を本市の持続可能な成長の原動力としていくことを目指します。

⑤地域コミュニティの再構築

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により地域コミュニティの希薄化が進んでいます。地域コミュニティの希薄化は、地域活動の縮小をもたらすばかりでなく、精神的不安・引きこもり・虐待・DV・高齢者の行方不明・ホームレス・孤立死・自殺等のさまざまな社会問題を引き起こす大きな要因にもなっています。

地域コミュニティの再構築のため、地域での人と人がつながる機会の創出や自治会等への支援などに今後一層注力するとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、これまで対面を前提としていた地域の交流の縮小も余儀なくされたことを踏まえ、オンラインなどを活用した新たな施策を推進します。

I. 総論(案)

⑥地域経済の活性化

本市は都心に近く、物流業や小売業、不動産、医療、介護などを中心とする産業構造であることから、地域間競争の激化や景気動向が地域経済に大きな影響を及ぼします。

昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢による資源・物価高騰などの中で、サプライチェーンの確保や地域経済の活性化により、まちの活力を維持していくことは大きな課題となります。

消費活動の促進などの消費者への施策と、起業支援や中小企業者に対する資金繰り支援など事業者への施策を総合的に行い、好循環を生み出すことで、地域経済の活性化を図ります。

⑦カーボンニュートラルの実現

現在、国を挙げて温室効果ガスの削減を目指している中で、人口約50万人を有し、多くの産業が集積する本市の役割は、非常に重要なものです。

本市は、令和4年(2022年)2月に、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指す「カーボンニュートラルシティ」を表明し、二酸化炭素排出削減に取り組んでいます。

地元企業や金融機関など、多様な主体との連携のもと、廃棄物処理の適正化やエネルギーの地産地消や再生可能エネルギーの利用促進などに取り組むとともに、目の前に差し迫った地球温暖化等の環境問題に関する積極的な周知啓発を行うことで、市民一人ひとりの行動変容を促し、カーボンニュートラルの実現を目指します。

⑧デジタル化による生活の利便性向上

本市では、全国に先駆けて「AIチャットボット」や「窓口予約システム」を導入するなど、情報通信技術を積極的に活用し、行政サービスのデジタル化を進めてきました。

また、令和2年度に策定した「市川市DX憲章」では、自治体としてDX(デジタルトランスフォーメーション)に積極的に取り組むことで、経営資源を無駄なく効率よく使い、その資源を有効活用してサービスを飛躍的に高めるなど、顧客目線で新たな価値の創造を目指していくことを掲げています。

このようなデジタル化の恩恵は、特定の人のみが享受できる状態にあってはなりません。デジタル化はあくまで理想を実現するための手段であることから、常に最適な手法を検討し、実施することで、誰もがその恩恵を享受し、一人ひとりの生活の利便性の向上につながるよう努めていきます。

6. まち・ひと・しごと創生総合戦略との統合

●まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

急速な少子高齢化の進展、人口の減少という喫緊の課題に対し、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、平成 26 年（2014 年）11 月 28 日に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。この法律により、市町村において策定が努力義務とされたものが、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」です。

本市においても、将来の人口減少や少子高齢化に向き合い、国や県と一体となってまち・ひと・しごとの創生に取り組んでいくため、平成 27 年度（2015 年度）に「市川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 27～31 年度（2015～2019 年度））を策定しました。

その後、令和 2 年度（2020 年度）からは、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を「重点推進プログラム※」に統合し、まち・ひと・しごとの創生に係る各種取り組みを進めてきました。

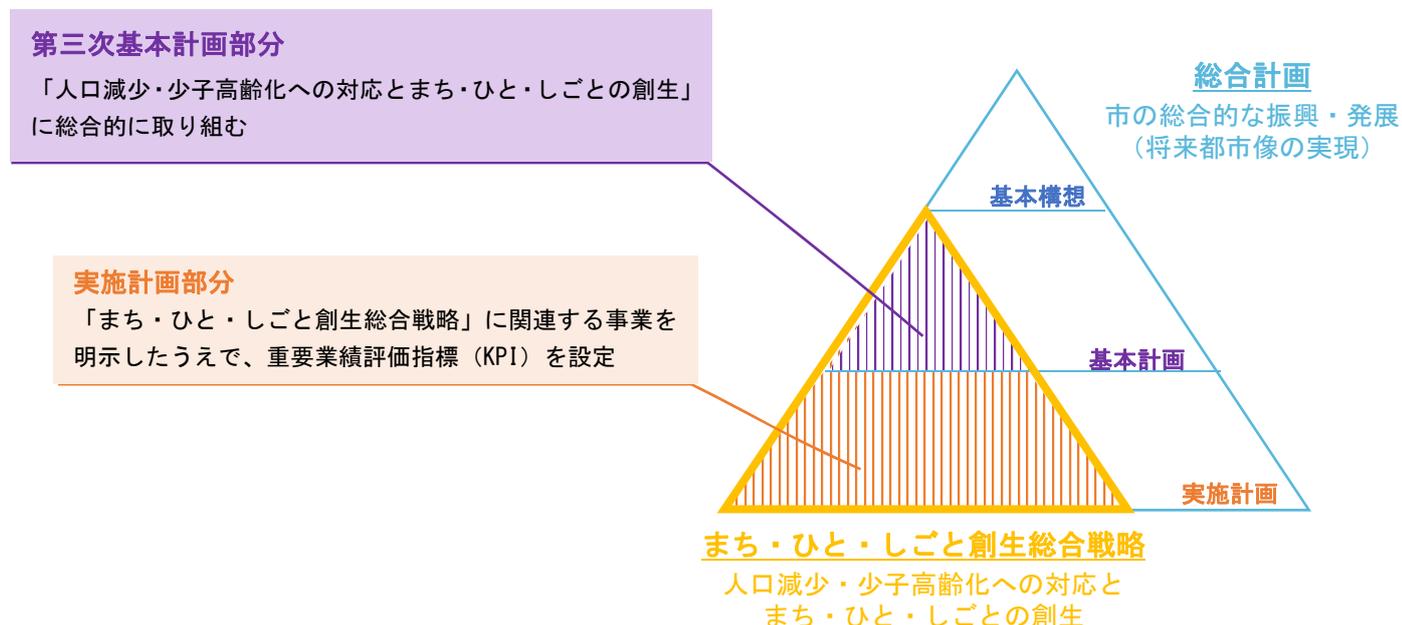
※重点推進プログラム：

第三次基本計画策定までの間、計画期間が満了した基本計画・実施計画と新しい基本計画をつなぐものとして策定し、「施政方針」や「教育行政運営方針」に定める重点事業等の進行管理を行っている。

●統合について

本市の重点課題（P20）でもあり、「第三次基本計画」において総合的に取り組む人口減少や少子高齢化、地域経済の活性化などの問題は、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の目的を包含していることから、「第三次基本計画」に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を統合し、「市の総合的な振興・発展」と「人口減少・少子高齢化への対応とまち・ひと・しごとの創生」に一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策の推進を図ります。

また、実施計画に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に関連する事業を明示したうえで、その進捗状況を把握するため、重要業績評価指標（KPI）を設定します。



一体的に取り組むことで、より効果的かつ効率的に施策を推進

7. SDGs への積極的な取り組み

SDGs（エスディージーズ）とは、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」のことです。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓った、発展途上国から先進国まで一体となって取り組むべき国際目標であり、人類が取り組むべき責務でもあります。

本市は、SDGsが警鐘をならす、世界が直面する貧困、紛争、感染症、気候変動などの危機を認識するとともに、「誰一人取り残さない」という人間の安全保障の理念に賛同します。

第三次基本計画では、令和7年度（2025年度）を目標年次として、将来都市像の実現に向けたまちづくりを進めるとともに、SDGsの目標年次である令和12年（2030年）を見据え、SDGsの達成にも積極的に取り組むことで、持続可能な未来をつくれます。

また、今日、官民間問わず様々な場所でSDGsに関する取り組みが進められていますが、2030年までにSDGsを達成するには、取り組みのスピードを速め、規模を拡大しなければなりません。

令和2年（2020年）1月から、SDGs達成のための「行動の10年（Decade of Action）」がスタートしており、持続可能な解決策を加速度的に講じることが求められていることから、第三次基本計画では、SDGsの側面からも施策を整理し、取り組みを進めていきます。

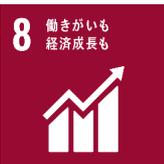


●17のゴール

SDGsの側面からも施策を整理し、施策を通じて17のゴールを目指します。

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>	<p>2. 子育て 3. 地域福祉 6. 社会保障・住まい 8. 子どもの教育 26. 経済・商工業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こども食堂への支援 ・福祉コミュニティ(包括的支援体制)の充実 ・生活困窮者の自立支援 ・奨学資金の給付 ・就労支援の充実
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>	<p>2. 子育て 6. 社会保障・住まい 27. 都市農業 28. 水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・フードリボンによる支援 ・セーフティネットの充実 ・農業者の人材確保と経営支援 ・水産業者の人材確保と経営支援
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>	<p>1. 保健・医療 2. 子育て 3. 地域福祉 4. 障がい者福祉 5. 高齢者福祉 6. 社会保障・住まい 7. スポーツ 20. 交通安全 21. 道路・交通 25. 土地利用・景観 30. 公園・緑地 33. 生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・健康に関する講演会の開催 ・こども医療費助成の拡充 ・福祉コミュニティ(包括的支援体制)の充実 ・障がい者に対する医療費助成の充実 ・高齢者の健康づくりの推進 ・適切な国民健康保険制度の運用 ・いちかわスポーツフェスタの開催 ・交通安全意識の啓発 ・快適な道路環境の整備 ・安全で快適な市街地形成 ・安らぎの場となる公園の提供 ・良好な大気環境の保全

I. 総論(案)

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p> <p>教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>	<p>2. 子育て 3. 地域福祉 4. 障がい者福祉 7. スポーツ 8. 子どもの教育 9. 生涯学習 13. 文化・芸術 14. 文化的資産 15. 観光</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保育士の確保と保育の質の向上 ・多世代交流を促進する場づくり ・障がい者の社会参加促進 ・市民スポーツ教室の推進 ・幼保小の連携強化 ・生涯学習機会の充実 ・文化施設における美術作品、文化資料の展示 ・北下瓦窯跡の保全 ・地域の魅力の再発見
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p> <p>自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>	<p>10. 雇用・労働 11. 多様性社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランスの推進 ・男女共同参画のための講演会の開催
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>	<p>22. 下水道 29. 自然環境・生物多様性 31. 水辺 33. 生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・生態系の保護 ・水辺環境の保全 ・水質汚濁の防止
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出す等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>	<p>24. 公共施設 32. 地球環境 34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共施設への創エネ・省エネの推進 ・再生可能エネルギー利用の促進 ・次期クリーンセンターの整備
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する。</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>	<p>10. 雇用・労働 20. 交通安全 21. 道路・交通 22. 下水道 26. 経済・商工業 27. 都市農業 28. 水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の充実 ・道路の拡幅整備 ・都市計画道路の整備 ・公共下水道の整備 ・起業への支援 ・農業者等の育成・確保 ・水産業の経営改善の支援

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>	<p>10. 雇用・労働</p> <p>26. 経済・商工業</p> <p>27. 都市農業</p> <p>28. 水産業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援体制の拡充 ・デジタル地域通貨の導入検討 ・地元産農作物のPR ・漁港の整備
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>各国内及び各国間の不平等を是正する。</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>	<p>2. 子育て</p> <p>4. 障がい者福祉</p> <p>11. 多様性社会</p> <p>12. 平和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケアや発達の支援が必要な子どもへのサポート ・障害福祉サービスの充実 ・在住外国人への支援 ・平和寄席の開催
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>	<p>16. 危機管理</p> <p>17. 防災</p> <p>18. 消防</p> <p>19. 市民安全</p> <p>20. 交通安全</p> <p>21. 道路・交通</p> <p>22. 下水道</p> <p>23. 住宅・住環境</p> <p>24. 公共施設</p> <p>25. 土地利用・景観</p> <p>30. 公園・緑地</p> <p>31. 水辺</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携強化 ・浸水対策 ・消防力の強化 ・防犯灯の適正配置 ・自転車走行空間ネットワークの整備 ・都市計画道路の整備 ・公共下水道の整備 ・あんしん住宅の助成 ・公共施設の整備・再編 ・景観まちづくりの支援 ・花と緑のまちづくり財団への支援 ・河川敷緑地の活用
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>持続可能な生産消費形態を確保する。</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>	<p>26. 経済・商工業</p> <p>27. 都市農業</p> <p>28. 水産業</p> <p>33. 生活環境</p> <p>34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業基盤の強化 ・地産地消の推進 ・経営改善の支援 ・工場・事業場への規制 ・廃棄物の適正排出の確保
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>	<p>16. 危機管理</p> <p>17. 防災</p> <p>18. 消防</p> <p>23. 住宅・住環境</p> <p>24. 公共施設</p> <p>25. 土地利用・景観</p> <p>29. 自然環境・生物多様性</p> <p>30. 公園・緑地</p> <p>32. 地球環境</p> <p>33. 生活環境</p> <p>34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応体制の強化 ・防災意識の啓発 ・消防防災施設の整備 ・あんしん住宅の助成 ・公共施設の創エネ・省エネの推進 ・緑の保全と創出 ・森林整備の推進 ・公園・緑地の管理 ・再生可能エネルギー利用の推進 ・大気汚染の防止 ・環境負荷低減を考慮したクリーンセンターの整備

I. 総論(案)

ゴール	ゴールの説明及び自治体行政が果たし得る役割※1	関連する施策分野(施策の大分類)※2	本市の取り組み例
	<p>持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>	<p>22. 下水道 28. 水産業 29. 自然環境・生物多様性 31. 水辺 32. 地球環境 33. 生活環境 34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備 ・漁港の整備 ・生物多様性の理解促進 ・三番瀬の保全 ・ごみの減量・資源化促進 ・水質汚濁の防止 ・ごみの排出ルールの周知・啓発
	<p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>	<p>27. 都市農業 29. 自然環境・生物多様性 30. 公園・緑地 32. 地球環境 33. 生活環境 34. 資源循環型社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の利用促進 ・自然環境講座の開催 ・緑地の保全や緑化推進 ・電気自動車等の購入促進 ・生活環境保全のための監視、規制、指導 ・資源の循環利用の推進
	<p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>	<p>8. 子どもの教育 11. 多様性社会 12. 平和 19. 市民安全</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての子どもたちに学習の機会の提供 ・在住外国人を対象とする日本語教室の開催 ・戦没者追悼献花式の開催 ・自主防犯活動の促進
	<p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p> <p>自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPO など多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になります。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>	<p>全ての大分類に共通</p>	

※1 国際的な地方自治体の連合組織である UCLG (United Cities and Local Governments) が示したものを。

※2 施策分野(施策の大分類)ごとに SDGs ゴールを整理したものを施策別計画(P41～P139)に記載。